

自動車保管場所使用契約条項

株式会社 北九州ウォーターサービス（登録番号 T2290801022055、以下「甲」という。）が設置する自動車保管場所（以下「保管場所」という。）の使用について、借受人（以下「乙」という。）に以下の契約条項により利用を認める。

（契約の期間等）

第1条 契約の期間は頭書のとおりとする。ただし、契約期間の満了1ヶ月前までに甲、乙双方異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、その後において期間が満了した時も同様とする。

（使用料金等）

第2条 使用料金は、頭書のとおりとする。

- 2 使用料は、1年間で4期に分け3箇月分の使用料を1期分として、乙は付表により各期ごとに各期に属する月の前月の27日までに、甲の定める方法により甲に支払うものとする。
- 3 乙は、契約締結の際に当該期月分の使用料金を支払うものとする。
- 4 契約期間の始期が16日から月末までの間にある場合は、当該月の使用料金はその半額とする。
- 5 乙が、月の途中で契約を解除若しくは解約したときは、その月の既納の使用料金は返還しない。
- 6 乙が、未使用月の支払い済み使用料金がある場合、甲は、乙にその全額を返還する。
- 7 口座振替又は口座振替された使用料は、預金通帳又は振込票の控えを持って当社の領収証に代わるものとする。

（使用料金の変更）

第3条 甲は、物価その他経済事情の変動、公租公課等の増減、類似施設と均衡上変更の必要があるときは、使用料金の額を変更することが出来る。この場合には、変更する1箇月前までに乙に通知するものとする。

（権利の譲渡、転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約に基づく権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（契約の解除）

第5条 乙は、この契約を解約しようとするときは、解約日の1箇月前までに、甲の定める契約解約届を甲に提出しなければならない。

（甲の契約解除権）

第6条 甲は、下記の理由のときは、この契約を解除し、又はこの契約の更新を拒絶することができるものとする。

- （1）乙が、使用料金の支払いを1箇月以上怠ったとき
- （2）乙が、この契約に違反したとき
- （3）保管場所用地を公用又は公共用に供する必要が生じたとき又は売却処分等、保管場所としての使用が取り消されたとき（この場合は、解約日の3ヶ月前までに乙に通知するものとする。）

（保管場所の一時使用停止又は移動）

第7条 甲は、土地所有者等の事業の執行上の都合により保管場所の使用が困難となった場合は、保管場所の一時停止、又は移動させることができるものとする。

- 2 甲は、上・下水道管の事故により緊急の場合は、乙の承諾を得ることなく、当該駐車車両を移動させることができるものとする。

（契約事項変更の届出義務）

第8条 乙は、契約内容に変更が生じたときは、速やかに変更事項を甲に届出てその承諾を得なければならない。その住所及び連絡先等を変更したときも同様とする。

（禁止行為等）

第9条 乙は、自動車保管場所を使用するにあたっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）この契約で定められた保管場所を他の用途に使用すること
- （2）契約車両以外の車両を駐車すること
- （3）保管場所の施設を破壊するおそれのある行為
- （4）保管場所内に引火物その他の危険物の持ち込みの行為
- （5）保管場所内にて、空ふかし騒音等生活環境に支障をきたすおそれのある行為
- （6）保管場所内に、たばこの吸い殻、空き缶、屑もの等不潔なものを放置すること
- （7）保管場所に模様替え、その他の工作を加える行為
- （8）他の車両の駐車又は通行を阻害するおそれのある行為
- （9）前各号のほか、甲の管理上の必要により禁止した行為をすること

（免責事項）

第10条 甲は、次に掲げる事由に起因する乙の損害については、その責めを負わない。

- （1）保管場所において、盗難、自動車の接触、その他第三者の行為によって生じたすべての損害
- （2）天災地変、火災類焼その他不可抗力による甲の責めに帰さない事故及び災害
- （3）第6条3号の規定による契約解除、第7条の規定による一時使用停止又は移動

（損害賠償）

第11条 乙は、保管場所の使用にあたり保管場所の施設（その他付帯設備を含む）又は駐車中の他の車両、若しくは人身等に損害をあたえた場合は、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（保管場所使用の証明）

第12条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条第1項第1号の規定する自動車の保管場所の確保を証する証明は乙の請求に基づき甲が発行する。但し、発行にあたっては契約後6ヶ月間の契約期間があるときとする。

（保管場所の明渡し）

第13条 乙は、契約期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは、直ちに保管場所を明渡ししなければならない。

第14条 この契約に定めのない事項については、法令等の規定に従って処理する。

付表

保管場所使用料として下記期日に口座振替を行います。

期	日	振替日	備考
1期	4～6月分	3月27日	
2期	7～9月分	6月27日	
3期	10～12月分	9月27日	
4期	1～3月分	12月27日	

※銀行休業日の場合は翌営業日

自動車保管場所申込書

令和 年 月 日

株式会社 北九州ウォーターサービス 様

申請者 ※ 法人等は、団体名と代表者を記載	〒 () 住所			
	自宅電話番号 携帯電話番号			
	ふりがな 氏 名 (法人にあっては、その名称、主たる事務所所在地及び代表者氏名) ※ 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。			
車 種 (保管予定)	普 ・ 軽	長さ cm	幅 cm	高さ cm
車名・年式 (保管予定)	記入例 トヨタ		記入例 平成 30 年	
			平成 ・ 令和 年	
車両番号	記入例 北九州 550 あ 12-34			
希望保管場所 及び車種枠 (軽枠がある場合のみ)			記入例 軽自動車枠を希望する	
	駐車場		軽自動車枠を 希望する	
振替口座	福岡銀行の口座が		※ 口座がない場合は、福岡銀行口座を開設していただく必要があります。	
	あ る ・ な い			
契約希望日	記入例 令和4年1月1日		※ 手続きに時間を要した場合(書類の記載不備等)は希望に沿えないこともあります。	
	令和 年 月 日希望			
備 考	添付書類: 免許証(写し)及び車検証(写し)を同封すること。			